

社会福祉法人恵光園福社会 評議員・理事・監事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人恵光園福社会評議員・理事・監事に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員、理事、監事には、本法人の会議の出席に応じて別表のとおり報酬として日当を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬の支給時期は、会議出席時とする。

(兼業役員)

第4条 本法人の施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議委員会の決議を経て行う。

別表

日当	5,000
----	-------

附則

1 この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。